

千葉演習林が主催でない野外活動の中止・継続の判断基準について

現場での判断が必要な場合は利用代表者に中止・継続の判断をお願いします。その際の判断基準は下記のとおりです。

次のうちひとつ以上にあてはまる場合は直ちに中止とする。ただし、必要に迫られやむを得ず活動しなければならない場合は、千葉演習林林長の許可を得ることとする。

- (ア) 指定避難場所へ避難が必要な場合（地震等）
- (イ) 倒壊または散乱した物品等により活動に危険が伴う場合（地震等）
- (ウ) 停電や設備の損壊等により活動の継続が困難な場合（地震・火災・気象災害等）
- (エ) 豪雨・雷が接近し、かつ待避中に事態が改善しない場合
- (オ) 活動を著しく妨げる気象条件が継続する場合（大雨・強風・雷・大雪・異常高温等）
- (カ) 気象警報（大雨・大雪・暴風）の発報に至った場合（気象災害）
- (キ) 火災が活動場所付近で発生し延焼の危険性がある場合
- (ク) 危険度の高いスズメバチ類の営巣が活動場所付近に発見された場合で、安全な代替場所がない場合
- (ケ) 野外活動の参加者に重大な（後遺症が残るおそれがあるもの、あるいは死亡のおそれがあるもの）人身事故や重大な急病が発生した場合